

海事補佐人の登録について

1. 案内情報

手続名	: 海事補佐人登録
手続根拠	: 海難審判法施行規則第23条
手続対象者	: 海難審判法施行規則第19条及び第20条によって海事補佐人たり得る資格を有する者
提出時期	: 海事補佐人登録の申請をするとき
提出書類	: 海事補佐人登録申請書に資格証明書, 身分証明書, 履歴書及び戸籍抄本(謄本でも可)を添付して, 海難審判所長(各地方海難審判所経由でも可)に提出する。
登録免許税	: 30,000円(相当額の収入印紙又は納付に係る領収証書を貼付)
申請書様式	: 以下に添付
記載要領	: 海難審判所書記課訟務係又は各地方海難審判所にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先

海難審判所書記課訟務係	03 - 5253 - 8826
函館地方海難審判所	0138 - 43 - 5045
仙台地方海難審判所	022 - 295 - 7311
横浜地方海難審判所	045 - 201 - 7501
神戸地方海難審判所	078 - 331 - 6371
広島地方海難審判所	082 - 251 - 4604
門司地方海難審判所	093 - 331 - 3721
門司地方海難審判所那覇支所	098 - 868 - 9334
長崎地方海難審判所	095 - 821 - 3538

受付時間	: 平日の10:00~16:00
相談窓口	: 提出先に同じ

3. 手続関係

標準処理期間	: 申請書を受け付けた日から10日間程度
--------	----------------------

書式 111 (第 2 3 条 関 係) 海 事 補 佐 人 登 録 申 請 書

海 事 補 佐 人 登 録 申 請 書

平 成 年 月 日

海 難 審 判 所 長 殿

氏 名

(記 名 押 印 又 は 署 名)

海 難 審 判 法 施 行 規 則 第 2 3 条 の 規 定 に よ り 、 海 事 補 佐 人 の 登 録
を 申 請 し ま す 。

記

ふ り が な

1 氏 名

2 生 年 月 日 年 月 日

3 本 籍

4 住 所 〒

電 話 番 号

5 事 務 所 の 〒
所 在 地

電 話 番 号

(注 意)

- 1 収 入 印 紙 は , 上 段 の 余 白 部 分 に 貼 付 し 消 印 を し な い で 下 さ い 。
- 2 領 収 証 書 に よ る 場 合 は , 裏 面 に 貼 付 し て 下 さ い 。